

# 一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款 新旧対照表



2023年9月5日（火）より以下の条項を改定いたします。

条項：	改定前：	改定後：
(種別) 第6条	<p>(4)顧問 当法人の目的に賛同し入会した学識経験者等で、当法人の事業に対して学術的な指導・助言を行う国内外の個人（顧問のうち、国外の個人を以下「海外顧問」という。）</p> <p>(5)ユーザー会員 当法人の目的に賛同し入会した国内外の個人または法人（ユーザー会員のうち、国外の個人または法人を以下「海外会員」という。）</p> <p>2 本条第1項において、国内外の個人および法人は、以下に定めるところとする。</p>	<p>4)顧問 当法人の目的に賛同し入会した学識経験者等で、当法人の事業に対して学術的な指導・助言を行う国内<u>または国外の</u>個人（顧問のうち、国外の個人を以下「海外顧問」という。）</p> <p>(5)ユーザー会員 当法人の目的に賛同し入会した国内<u>または国外の</u>個人<u>もしくは法人。ユーザー会員のうち、国外の個人または法人（以下「海外会員」という。）は2023年10月5日以前に入会したものに限る。</u></p> <p>2 本条第1項において、国内<u>または国外の</u>個人および法人は、以下に定めるところとする。</p>
(入会) 第7条	<p>当法人の正会員、一般会員、ユーザー会員、又は海外会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、正会員および一般会員においては理事会の承認を、ユーザー会員および海外会員においては理事長もしくは担当の理事の承認を、受けなければならない。</p>	<p>当法人の正会員、一般会員、<u>またはユーザー会員となろうとする者は、別に定める入会申込書または会員種別変更申込書</u>により申し込む。<u>正会員の申込みは、会員種別申込書のみとする。</u>申込みは、正会員および一般会員においては理事会の承認を、<u>ユーザー会員においては理事長もしくは担当の理事の承認を、受けなければならない。</u></p> <p><u>4 当法人の海外会員としての入会申し込みは、令和5年10月6日以降は受け付けない。また、令和5年10月6日以降に海外会員へ会員種別を変更することはできない。</u></p>

条項：	改定前：	改定後：
(任意退会) 第 11 条	<p>会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。⑤当法人の会員であった者が、退会後にプロテクトキーの交換を希望する場合は、任意退会後 2 ヶ年以内である場合に限り、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、本項②に定める再発行を行います。</p>	<p>会員は、<u>第 1 2 条および第 1 3 条のいずれにも該当しない場合</u>、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。</p>
(会員資格の喪失) 第 13 条	(記載なし)	<p><u>(5) 令和 5 年 10 月 6 日以降に当該会員に以下の事由が生じたとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>イ 当該会員が合併における消滅会社となり、または、株式交換もしくは株式移転における完全子会社となった場合</u></li> <li><u>ロ 当該会員が会社分割または事業譲渡により会員としての地位の全部もしくは一部を第三者に承継しようとする場合</u></li> <li><u>ハ 当該会員の株主が 2 分の 1 を超えて変動した場合</u></li> <li><u>ニ 当該会員の役員の変動その他の事由により当該会員における実質的支配関係に変更または著しい経営環境の変化が生じた</u> <u>と当法人が判断する場合</u></li> </ul>
(会員資格の喪失に伴う 権利及び義務) 第 14 条	(記載なし)	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 1 0 月 6 日以降に第 1 1 条に定める任意退会によりその資格を喪失した会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に改良・機能拡張された FLIP に限り、会員資格喪失後も、使用することができる。</u></p> <p><u>3 前項において、当該会員が任意退会後に前条(3)(5)のいずれかに至ったときは、会員であった期間に改良・機能拡張された FLIP を使用することはできない。</u></p>

条項：	改定前：	改定後：
<p>（責任の一部免除または限定） 第 33 条</p>	<p>2 当法人は、一般法人法第 1 1 5 条の規定により、外部理事との間に、同法第 1 1 1 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2 当法人は、一般法人法第 1 1 5 条の規定により、<u>理事（業務執行理事または当法人の使用人でないものに限る。）</u>との間に、同法第 1 1 1 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>附則</p>	<p>（記載なし）</p>	<p><u>附則 5</u>  <u>1 この定款は、令和 5 年 9 月 5 日から施行し、同日から適用する。</u>  <u>2 前項に定めるこの定款の施行の際に既に海外会員である者について、第 6 条の会員種別の定義については、従前のおりとする。</u></p>